



上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

- 本店 下荒田事務所
- 支店 名山町鹿児島ビル事務所
- 支店 甲南永山事務所
- 支店 荒田八幡事務所



第262号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

五輪開幕

コロナの突然の世界的大流行により、1年延期を経て東京五輪は始まりました。開催を前に、世界の団結を示す五輪のマークが57年前と同じように、航空自衛隊の『ブルーインパルス』によって、23日午後、東京上空に描かれました。逆風にさらされ開催が疑問視された五輪ですが、中止は戦争時を除いて過去一度もありませんでした。新聞の社説は、読売は『コロナ禍に希望と力届けたい』と応援し、一方五輪中止を訴えてきた朝日は『分断と不信、漂流する祭典』と論じました。

205カ国・地域から約1万1千人の選手が参加、史上最多の33競技339種目で実施されます。コロナ禍の中でも聖火を消すことなく、熱戦の舞台は整いました。質素な中、大会理念の“多様性と調和”などのメッセージを込めた開会式となりました。各国メディアは、コロナ流行下での開催を踏まえて『静かで抑制された上品かつ革新的』と大概好意的に伝えました。注目の聖火の点火者に起用されたのは、父がハイチ出身で母が日本人という“多様性”の象徴的な存在と言えるテニス女子の大坂なおみでした。

NHK総合テレビで、23日夜に生中継した東京五輪開会式の平均世帯視聴率は56.4%で、昭和39年の前回の東京五輪の61.2%に次ぐ高視聴率で、57年ぶりの自国開催となる夏季五輪への国民的関心が表れていました。その後もメダルラッシュにおいて平均世帯視聴率が20%超の高視聴率が続いています。競技が本格化した東京五輪は、日本勢が連日の金メダル獲得で大会序盤を盛り上げました。新種目のスケートボード、柔道、競泳女子、ソフトボールと連日の明るい話題は、社会の活力となり前に進む力をくれています。コロナ禍をはねのける若いアスリートの力に、心から拍手を贈りたいものです。

郷土の星として応援を受けた選手達の活躍は、郷土の人々に勇気を与えています。ソフトボールは決勝戦で米国を2-0で破り金メダルに輝きました。先発の絶対的エース上野由岐子が好投し、2008年の北京五輪に続き優勝に導きました。優勝メンバーの歓喜の輪の中に鹿児島市出身の川畑瞳の姿がありました。母校の神村学園の後輩達

目次

ごあいさつ “五輪開幕”	…1P
税務カレンダー	…2P
2021年8月の経理・税務チェックリスト	…3P
パート・アルバイトの社会保険の加入条件変更	…3P
会計・税務のQ&A!	
“インボイス制度について②”	…4・5・6P
第16回 KSCセミナーのご案内	…6P
所長コラム 荒田八幡事務所 所長 井手 満	…7P
随想 “『むかしむかしあるところに』上川路 美恵野”	…8P

は、優勝の瞬間喜びを爆発させて「先輩は私たちの誇り。これからの活躍が楽しみです」と期待を寄せていました。

メダルラッシュの柔道で女子78キロ級で霧島市出身の浜田尚里が金メダルを獲得して、郷土の期待に見事応えてくれました。“寝技の女王”浜田は、得意の寝技で決勝に進み、最強の難敵マロンガを抑え込んで勝利しました。4試合でわずか7分42秒、全て一本勝ちの完勝でした。「練習してきたことがすべて出せた」と、一芸を極めた遅咲きの最年長30歳の浜田が金字塔を打ち立てました。

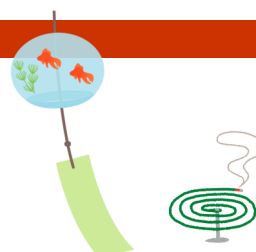
コロナ下での大相撲名古屋場所は、白鵬が照ノ富士との千秋楽の全勝対決を制しました。史上最多を更新する45回目の優勝を全勝で飾った白鵬は、相撲人生を懸けた引退覚悟の場所で復活しました。敗れたとはいえ照ノ富士は、令和初、平成生まれ初の第73代横綱となりました。両膝のけがや内臓疾患で、一時は大関から序二段まで転落した照ノ富士が、完全復活しての横綱昇進は、称賛に値する快挙でした。伝達式では「不動心を心がけます」と口上を述べました。

米国のメディアは、米大リーグのオールスター（球宴）を、“翔平のためのショーケース（展示会）”と大谷翔平を讃えました。史上初の投打の二刀流でプレーして、勝利投手となり大舞台で最高に輝いていました。

(令和3年8月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！



2021年8月

日曜	月曜	火曜	水曜	木曜	金曜	土曜
1	2	3	4	5	6	7
8 山の日	9 振替休日	10 お盆	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31 お盆				

〈6月決算会社申告書提出〉

8月31日まで

- ・6月決算法人の確定申告
- ・12月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
9月決算法人 第3四半期分
12月決算法人 第2四半期分
3月決算法人 第1四半期分
- ・3・6・9・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・個人事業者の当年分の消費税等の中間申告

8月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付



8月中において各都道府県・市町村の条例で定める日

- ・個人事業税の第1期分の納付
- ・個人の道府県民税及び市町村民税の第2期分の納付

●お盆休みのお知らせ● 当社では8/13(金)を、お盆休みとさせていただきますので、ご案内申し上げます。休業期間中は何かのご迷惑をお掛けすることと存じますが、何卒宜しくお願い申し上げます。

2021年9月

〈7月決算会社申告書提出〉

9月30日まで

- ・7月決算法人の確定申告
- ・1月決算法人の中間申告（半期分）
- ・消費税、地方消費税の中間申告
10月決算法人 第3四半期分
1月決算法人 第2四半期分
4月決算法人 第1四半期分
- ・1・4・7・10月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の6月、7月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・個人事業者の当年分の消費税等の中間申告

9月10日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付

※9月決算の方へ※

10月開始事業年度（課税期間）から消費税の特例の適用を受けたい場合・特例の適用をとりやめたい場合は、9月30日(木)が届出の提出期限となります。

業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！



個人事業者の税金の納付

☐ 8月は、個人事業者の前年所得に係る税金の納付時期です。資金繰り等を考慮して、納付もれがないように気を付けましょう。また、口座振替の手続きをされている方は、必ず振替日を確認し、必要な残高があるように資金繰りの調整をしましょう。

随時改定の反映（4月昇給の場合）

☐ 随時改定により、7月から新たに改定された社会保険料を翌月控除する場合、8月給与から控除することになります。

夏祭り等への寄付金

☐ 各地で夏祭りや納涼イベント等が催される時期です。会社が提供する社名入りのうちわやタオルなどは、原則として広告宣伝費となります。現金の寄付や人員の派遣などで生じる費用は、事業との関連性や支出の目的、供与の仕方などによって、寄付金が交際費等かが区分されます。適切な処理を心がけましょう。

中間決算棚卸の準備

☐ 3月決算法人は、9月に中間決算棚卸を行うところもあります。棚卸のスケジュール等は早めに通知し、準備すべき資料の指示などをして、効率よく進められるようにしましょう。

税務調査対策

☐ 税務署内では7月に人事異動があり、業務の引き継ぎ等を経て、毎年8月後半から11月頃にかけて税務調査が増えてきます。自社の処理を再度確認して、いつ税務調査があってもきちんと説明できるようにしておきましょう。

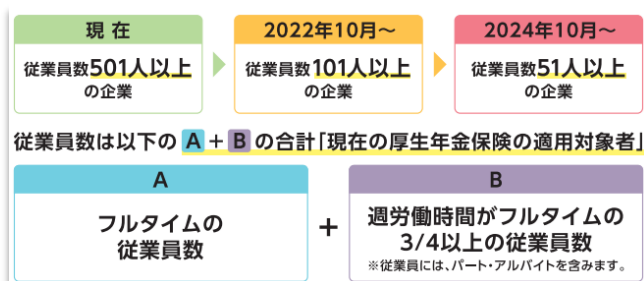
法律改正
により

パート・アルバイトの社会保険の加入条件が変わります

2022年10月から、被保険者数が常時100人を超える事業所の社会保険の適用の対象となる者の範囲が広がり、一部の短時間労働者がその対象となります。

厚生労働省HPより

【対象となる企業】



【新たな加入対象者】

新たな加入対象者は、下の全てにチェックが入るパート・アルバイトの方

- ☐ 週の所定労働時間が20時間以上30時間未満
- ☐ 月額賃金が8.8万円以上
- ☐ 2ヶ月を超える雇用の見込みがある
- ☐ 学生ではない

【社内準備のステップ】



まずは、社内の加入対象者を把握しましょう。 ▶ 社内の加入対象者に周知しましょう。 ▶ 必要に応じて説明会や個人面談を実施しましょう。 ▶ 厚生年金保険の「被保険者資格取得届」をオンラインで届け出ましょう。

オンライン申請を活用しましょう

対象となる企業は基本的な流れを確認し、計画的に必要な準備を進めていきましょう！



詳細は 厚生労働省 日本年金機構 HPでご確認下さい

会計・税務のQ & A！



テーマ 『インボイス制度について②』

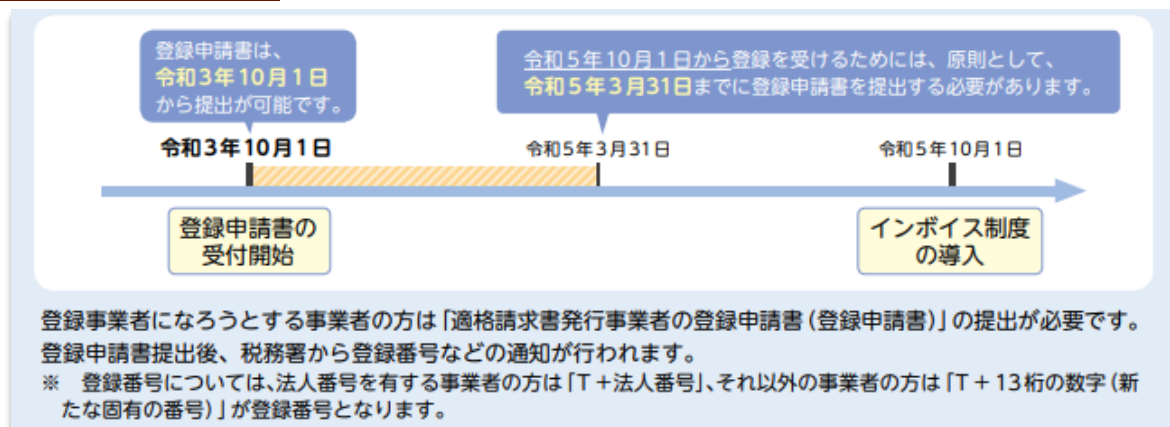
令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できる「適格請求書発行事業者（登録事業者）」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。制度の開始までは2年ほどありますが、登録申請の受付は、令和3年10月1日からとなっており、検討が必要な時期に入ってきています。今回は、インボイス制度において、売手が留意しなければいけないことを中心に見ていきたいと思います。

参考資料:国税庁HP

おさらい

令和3年10月1日より、適格請求書発行事業者（登録事業者）の申請書受付開始！

●制度導入までのスケジュール●



Q. 免税事業者への影響は？

◆免税事業者の条件◆

- ・ 事業開始後2年以内
- ・ 前々事業年度の課税売上高が1000万円以下

左記いずれかの条件を満たせば、消費税の納税義務が原則免除とされます

◆インボイス制度導入による免税事業者への影響◆

- ・ 仕入税額控除の要件としてインボイス等の保存が求められるため、適格請求書発行事業者（登録事業者）でない事業者からの課税仕入は、仕入税額控除の対象とならない事になります
(経過措置あり※)
- ・ 相手先から適格請求書等の発行を求められることが想定される場合、登録の検討が必要になります。その際、適格請求書発行事業者の登録を受けるためには課税事業者を選択する必要があります（免税事業者のままで登録はできません）

※免税業者からの仕入税額控除のスケジュール（経過措置）

期 間	仕入税額控除の割合
2023年9月30日まで	控除割合：100%
2023年10月1日～2026年9月30日まで	控除割合：80%
2026年10月1日～2029年9月30日まで	控除割合：50%
2029年10月1日から	控除割合：0%（完全廃止）

Q. 免税事業者はどのような選択をとるべきか？

◆免税事業者のまま事業活動を行う ⇒インボイスの発行不可（取引上、不利になる可能性あり）

◆適格請求書発行事業者に登録し課税事業者になる

⇒インボイスの発行が可能（消費税の納付義務の発生）

◆様々な状況を多角的に見て検討する必要があります◆

- ・現時点での売上に対する消費税額：課税事業者となった場合の消費税額の試算
- ・取引先：取引先が一般消費者や免税事業者の場合はインボイス不要
- ・競合の課税事業者の数
- ・自社の取り扱っている商品の状況 等

早めに検討し、必要な準備を進めていきましょう！

Q. 課税事業者が対応すべきことは？

◆適格請求書発行事業者の登録申請

⇒インボイス制度の開始日から適格請求書発行事業者として登録されるためには、
6 か月前の2023年3月31日までに申請しなければなりません。

◆請求書類の見直し

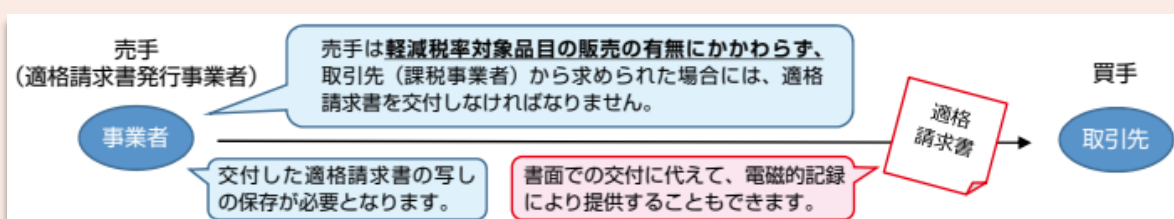
⇒売り手として発行する請求書類が、インボイスとしての記載事項の要件を満たしているかを確認し、不足している場合は追加します。

Q. 売手の留意点（適格請求書発行事業者の義務等）とは？

◆適格請求書（インボイス）発行事業者の義務

（適格請求書発行事業者には、原則以下の義務が課されます）

- ・適格請求書の交付義務
取引の相手方の求めに応じて適格請求書 を交付する義務
- ・適格返還請求書の交付義務
売上に係る対価の返還等を行った場合に、適格返還請求書を交付する義務
- ・修正した適格請求書の交付義務
交付した適格請求書に誤りがあった場合、修正した適格請求書を交付する義務
- ・写しの保存義務
交付した適格請求書の写しを保存する義務



Q. インボイス交付義務の免除とは？

Page 6

262 号

◆ 交付義務の免除 (適格請求書を交付することが困難な以下の取引は、交付義務が免除されます)

- ① 公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送
(3万円未満のものに限ります。)
- ② 出荷者等が卸売市場において行う生鮮食料品等の譲渡
(出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限ります。)
- ③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の譲渡
(無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限ります。)
- ④ 自動販売機・自動サービス機により行われる課税資産の譲渡等
(3万円未満のものに限ります。)
- ⑤ 郵便切手を対価とする郵便サービス
(郵便ポストに差し出されたものに限ります。)



Q. 委託販売等における特例とは？

◆ 業務を委託する事業者（委託者）が媒介者等を介して行う課税資産の譲渡について

⇒ 委託者及び媒介者等の双方が適格請求書発行事業者である場合には、一定の要件の下、媒介者が、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書を委託者に代わって交付することができます



※詳細は国税庁HPにてご確認ください

※コロナウイルス(COVID-19)感染予防のためライブ配信で開催します。

『 ハラスメント対応セミナー 』

講師：弁護士 向井 蘭 先生

【講師プロフィール】

杜若経営法律事務所 弁護士
労働法務を専門とし、企業(使用者側)の労働事件を数多く取り扱う。
著書に「社長は労働法をこう使え」「書式と就業規則はこう使え」
「管理職のためのハラスメント予防&対応ブック」 など



【研修内容】

近年、大きな労働問題になっているパワハラなどのハラスメント。2019年5月、企業・職場でのパワハラ防止を義務付ける「改正労働施策総合推進法」いわゆるパワハラ防止法が成立しました。それに伴い、企業側にパワハラ防止のため相談体制の整備などを行うことが義務付けられました。今回は実際のハラスメント事例から導き出した効果的な予防と対策について徹底解説していただきます。

■ 日 時 **令和3年9月10日 (金)**
13:30~15:30 (13:10頃~接続可能になります。)

■ 開催方法 ZOOMにてライブ配信予定

■ 会 費 無料

■ お申込方法 別紙参照





テーマ：「日頃の備え」

荒田八幡事務所 所長 井手 満

荒田八幡事務所長の井手と申します。よろしくお願いいたします。

今年は、東日本大震災発生から10年目、熊本地震から5年目をそれぞれを迎えました。

実は、私は平成28年4月に発生したこの熊本地震を経験しています。当時、私は熊本市の東部に家族と共に住んでいましたが、震源地である益城町に隣接していたこともあり、激しく揺れたことを覚えています。

前震は4月14日夜の午後9時26分で、私は自宅の居間でくつろいでいました。確かに大きく揺れましたが、家具の倒壊や停電もなく、「あっ、地震だったね。」というような程度でした。

ところが、その2日後に本震が発生しました。

4月16日夜中の午前1時25分、猛烈に下から突き上げるような揺れを感じ、熟睡していた私は何が起こったかわからず、立つこともできず、四つん這いの状態で、「この揺れが続いて家が崩れたら下敷きになって死ぬのかな。」と思いました。揺れている時間がとても長く感じました。後から確認しましたが前震は約8秒間、本震は約20秒間揺れたそうです。

揺れが収まった後は、自宅の壁は崩れ家具は倒れ電気やガス等もすべて止まり、特にガス漏れによる爆発が怖くて、着の身着のまま近くのスーパの駐車場に避難し、車中泊で数日間を過ごしました。

幸いにも家族全員無事でしたが、地震への備えを何もしていなかったのも、食料、水、お風呂、トイレなどあらゆる面で大変困りました。

そのような経験の中から一番重要と思ったのはいわゆる「備え」でした。

災害はいつ発生するかわかりません。自分の身は自分で守らなければなりません。どうぞ、皆さんも自分自身や家族等大切な人を守るために、非常食の準備や避難先の確認など事前の備えを十分に行うよう心がけてください。

荒田八幡事務所 所長

井手 満 税理士 紹介



荒田八幡事務所を
宜しくお願い申し上げます！

当事務所は、別府忠寛先生が昭和34年に開業され永年にわたり、誠実にお客様のためにお役に立てる会計事務所として運営されてきた「別府会計税務事務所」の業務を引き継ぎ、「荒田八幡事務所」として本年1月スタートいたしました。

コロナ禍の厳しい状況ですが、職員一同、お客様のさらなる発展、繁栄のために努力いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

好きな言葉：千里の道も一歩より始まる

趣味：読書、ウォーキング





炎暑お見舞い申し上げます。

猛暑の最中に自宅のエアコンが故障しました。修理が終わるまでの数日間、天気予報の「命に係わる暑さ、冷房を適切に使用して下さい」という呼びかけに心の底から同意しつつ、大量の氷菓を頼りに過酷な日々を過ごしました。皆様、くれぐれもお大事にお過ごしくださいませ。

さて、先日子供の宿題につきあって「魏志倭人伝」を読みました。女王卑弥呼と邪馬台国は、所在地も含めて多くの謎に包まれていて、子供の頃ワクワクしたことを思い出しました。

倭国の習俗を記した中に『租賦を収む、邸閣あり、国国市あり。有無を交易し、大倭をしてこれを監せしむ。』という一文があります。岩波文庫の現代語訳では「租賦（ねんぐ、みつぎ）を収める。邸閣（倉庫、邸宅、商店など）があり、国々に市がある。貿易を行い、大倭（倭人中の大人）にこれを監督させる」となっています。

人々が集まり国が生まれるのと同時に「社会の会費」たる「税」も生まれてきました。この頃の税だから、律令制度の租庸調の原型のような稲や特産物や労役だったのだらうな、とか、集めた物を貯蔵したり、売買したりするのであれば、帳簿のような仕組みも必要だったらうな、どのように記録していたのかな、さらに、監督する役目の人がいたのであれば会計監査のようなこともしたのかな、と様々に思いを巡らせて楽しいひと時を過ごしました。

占いやまじないなど鬼道に長けていたという卑弥呼の治める邪馬台国は、神秘的なファンタジーの世界のように思っていたのですが、現実的な統治がなされていたのだなと気づかされました。

この夏、鹿児島で大きな話題となった「奄美大島、徳之島、沖縄島北部および西表島」の世界自然遺産登録と同時に「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界文化遺産に登録されました。北海道、青森県、岩手県、秋田県の17遺跡で構成されていて、1万年以上に及ぶ農耕を伴わない狩猟・採集による縄文人の定住生活の変遷を示しているということです。

縄文時代もはるか昔の世界だけに謎だらけで魅力に満ちています。最近、土偶の摩訶不思議な形状がデフォルメではなく縄文人にとって身近な食用植物（クルミ、トチノミなど）を写實的に模したもので、植物霊の祭祀のために作られたとする説が話題になっていて、本を興味深く読みました。（「土偶を読む」 武倉史人 著／晶文社）

縄文時代は農耕を行ってなくても社会を形成し、クルミなどの植物を採取して貯蔵して集落の人々の食を賄っていたのなら、やはり「税」に類するものはあったらうし、記録はどのようにしていたのかな、と更なる興味も湧いてきます。

今年の夏も旅行とは縁が無さそうなので、はるか昔への旅を楽しもうと思っています。



美恵野

氷溶けてゆき白熊の泣き顔

連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

■支店 甲南永山事務所

〒890-0052 鹿児島市上之園町14-11
Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

■支店 荒田八幡事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田2-9-18
Tel 099-252-3950 FAX 099-252-3951

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

夏野菜には、ビタミン類やカリウム、カロテンなどが多く含まれています。旬の時期になると、食材の栄養価は一層高まりますので、積極的に取り入れて、上手に夏を乗り切りましょう！



編集委員 上川路美恵野 鶴田 福留 東崎 関 清水

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

